



年間15.3万円の削減勧告

住宅・持ち家の廃止は見送り「検討の必要ある」と報告

〈 09県人勧の概要 〉

1. 給与改定関係

- ① 官民較差・給料表等の改定、0.19%の削減
格差が784円、0.19%民間を上回っていると、引き下げを勧告しました。ただし医師等除く。
*なお、県当局は独自に賃金削減しているため、実際の公民較差は6074円、1.48%となっています。
- ② 期末勤勉手当、年間0.35月削減
6月の一時金0.2月、12月0.15月を削減する。
- ③ 住居手当(持ち家)の廃止は、今回見送り。
「職員の支給実態、他の都道府県の状況等を考慮して検討」
- ④ 時間外勤務手当の支給割合の改定
月60時間を超える時間外勤務手当の支給率を150/100に改定。また、60時間超の部分を休暇に振り替えることができる「代替休」制度を新設する。
- ⑤ 改定の実施時期等
公布日の属する月の翌月の初日。時間外手当は2010年4月1日。なお、09年4月からの民間との「減額調整」は、国人事院の方式を基本とし、県が行っている独自削減を考慮し検討が必要。

2. 育児休業、子育て支援の拡充

国に準じて、育児休業法の改正に伴う改善の実施。育児休業者の超勤免除、介護短期休暇、子の看護休暇の改善などの検討。

3. 非常勤職員の給与等は、触れず

国人事院は、非常勤の忌引き休暇、病欠休暇の改善を出したが、県勧告は、全く触れず。

4. 公務運営に関する報告

- ・公務員倫理の確立
不正経理事件は遺憾。服務規律の遵守、倫理意識の向上。
- ・能力・実績主義に基づく人事管理
人事評価の結果を人事、賃金等に活用する。
- ・勤務環境の整備
総実労働時間の短縮、職員の健康管理、仕事と生活の調和
- ・高齢期の雇用問題
定年を段階的に65才に引き上げるについて検討。

千葉県、さいたま市なども 「住宅・持ち家」廃止を勧告せず!

さいたま市の人勧は、国と市と職員の住宅事情が違うため、住宅・持ち家の廃止は「今後の研究課題」としました。また、千葉県では、民間の支給状況を示し、報告でも全く触れませんでした。

【国と千葉県の住宅手当の支給状況、09勧告資料より】

	国公の住宅状況	手当の受給割合(国)	手当の受給割合(千葉県)
公務員宿舎	39.2%	60.6%	29.0%
借家・借間	14.3%		
自宅居住者	44.8%	39.3%	71.0%
その他	1.7%		

地域経済・民間賃金改善 非正規職員の処遇改善 住宅手当持ち家分の存続求め 09秋年闘争をすすめよう!

千葉県人事委員会は10月9日、県職員に対する給与等の勧告・報告を行いました。
その内容は、①月例給0.19%（平均784円）の引き下げ（初任給を中心とした若年層と医療職（一）を除く）、②一時金0.35月の削減により年間平均で15.3万円を削減する不当な勧告となっています。

また、③時間外勤務手当の支給率を労働基準法にもとづき「改定」する一方、④非常勤職員の処遇改善には昨年同様、まったく触れていません。

この間、09春闘での公務・民間共同の運動と共に、県人事委員会に対して、職場組合員の願いをいを反映して、「職員への支給実態、他の都道府県の状況等を考慮して、検討していく必要がある」と火種を残しながらも見送りとさせました。市町村での廃止を許さず拡充こそ必要です。

7000筆の要求署名に、また民間労働組合からの団体署名も積み上げ、官民共同で要求実現をもとめてきました。今回のマイナス勧告は、この11年間で年間平均約60万円の減額が押し付けられてきた上に大幅削減となるもので、公務員の生活を直撃するばかりか地域の民間賃金を押し下げ、来春闘を展望して逆行したものです。

争にあたって、マイナス勧告の押しつけと能力・成果主義賃金制度の導入、住宅手当制度の改善を許さず昇給・昇格制度、非正規職員の改善、現業賃金、地域手当改善など、生活改善につながる賃金改善のたたかいに全力をあげること、また、地域経済や民間賃金底上げ、最賃1000円など、来春闘を展望してたたかいを強化すること、さらに、新たな政治情勢を生かし、秋の臨時国会にむけ、労働者派遣法の抜本改正など働くルールの確立、後期高齢者医療制度の廃止、消費税

増税反対、地方自治と公務公共の拡充など国民・地域住民との共同の運動に、大いに奮闘しましょう。

千葉県職労情報

2009年10月13日(火) 千葉県職員労働組合
TEL 043-223-4608
FAX 043-224-5475
Eメール: honbu@chibakensyoku.jp
ホームページ URL http://www.chibakensyoku.jp/